

諮問日：令和5年6月16日（令和5年度（最情）諮問第6号）

答申日：令和5年12月20日（令和5年度（最情）答申第11号）

件名：略称CE、CAが国連公用語のどの言語に該当するか及びその根拠等が記載された文書を不開示とした判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の各文書の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、別紙記載1の文書は存在しないとして不開示とした判断（以下「原判断1」という。）、別紙記載2の文書については開示を求める司法行政文書を特定できないとして不開示とした判断（以下「原判断2」といい、原判断1と併せて「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和5年2月20日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

最高裁判所自身が自ら試験の略称として日本語以外の略称を定めて使用しているのであるから、何らかの根拠となる文書が存在しているはずであり、当該文書を仮に紛失したとしても略称を存続するならば根拠となる文書を再度作成していると考えられるため、当該文書は存在する旨及び当該文書が存在することを前提とすると、その文書を作成する基準となるべき文書が存在する蓋然性は極めて高いため、国連公用語を使用する際の基準となる文書が存在すると思われるのが合理的である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 別紙記載 1 の文書の開示申出について、「CE」とは、裁判所職員総合研修所入所試験に関する事務の取扱要綱において定める裁判所職員総合研修所入所試験の略称であり、「CA」とは、裁判所書記官任用試験に関する事務の取扱要綱において定める裁判所書記官任用試験の略称である。最高裁判所内において、CE又はCAという略称が、国連公用語のうち、どの言語に該当するか記載された文書を探索したが、いずれも該当する文書は存在しなかった。また、別紙記載 2 の文書の開示申出は、別紙記載 1 の文書を前提とした申出であるところ、前提となる文書が存在しないため、対象文書を特定することができない。
- 2 この点に関し、裁判所職員総合研修所入所試験及び裁判所書記官任用試験のいずれについても、各試験の開始に先立って、その略称を定めるに至った経緯が記載された文書等が作成された可能性はあるが、いずれの試験もその開始から十数年以上が経過していることから、このような文書を実際に作成したのか否か及び作成後に廃棄されたのか否かが判然としなかった（令和 3 年度（最情）答申第 4 5 号及び令和 4 年度（最情）答申第 3 4 号参照）。

第 5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和 5 年 6 月 1 6 日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年 1 1 月 1 7 日 審議
- ④ 同年 1 2 月 1 5 日 審議

第 6 委員会の判断の理由

1 原判断 1 について

当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、「CE」とは、裁判所職員総合研修所入所試験に関する事務の取扱要綱において定める裁判所職員総合研修所入所試験の略称で、「CA」とは、裁判所書記官任用試験に関する事務の取扱要綱において定める裁判所書記官任用試験の略称であること、いずれの試験

も、その開始から十数年以上が経過していることが認められる。

上記確認結果を踏まえれば、裁判所職員総合研修所入所試験及び裁判所書記官任用試験のいずれについても、各試験の開始に先立って、その略称を定めるに至った経緯が記載された文書等が作成された可能性はあるが、いずれの試験もその開始から十数年以上が経過していることから、このような文書を実際作成したのか否か及び作成後に廃棄されたのか否かが判然としなかったとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容に特段不自然な点は見当たらず、不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、別紙記載 1 に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において、別紙記載 1 に該当する文書を保有していないと認められる。

2 原判断 2 について

原判断 2 について、最高裁判所事務総長は、別紙記載 2 の文書の開示申出は、別紙記載 1 の文書を前提とした申出であるところ、前提となる文書が存在しないため、対象文書を特定することができない旨説明するが、その説明に特段不合理的な点はない。

したがって、別紙記載 2 の文書について、最高裁判所において開示を求める司法行政文書を特定できなかつたと判断したことは相当である。

3 以上のとおり、原判断 1 については、最高裁判所において別紙記載 1 に該当する文書を保有していないと認められ、原判断 2 については、開示を求める司法行政文書を特定できなかつたと認められるから、いずれも妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子

別紙

- 1 略称CE、CAについて、国連公用語のうち、どの言語に該当するか記載された文書
- 2 1の根拠となる公用文書作成の条項